

# 健保だより

2019-8 No.18

中部アイティ産業健康保険組合

## 特集 平成30年度決算

4ページ目をご覧ください

## お知らせ

### ■被扶養者の資格確認（検認）を行います。

健康保険法施行規則第五十条及び厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）により、適正な保険給付を受けていただくためと、納付金等の適正化の観点から、被扶養者として既に認定された方が、引き続きその資格があるかどうかを確認いたします。検認の日程等は以下のとおりです。事業主様、被保険者様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆健康保険被扶養者調書の提出期限と提出方法

<提出期限>

被保険者→事業所：令和元年9月2日（月）

事業所→健保組合：令和元年9月9日（月）

<提出方法>

健康保険被扶養者調書に必要書類を添付の上、事業所様において、一括取りまとめてご提出ください。

### ◆検認の対象となる事業所

平成31年3月までに当健保組合に加入の事業所（健康保険被保険者証の記号1～270の事業所及び任意継続被保険者）

### ◆検認の対象とならない方

・本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方

・本年4月1日において高校3年生以下の子  
・令和2年3月31日までに75歳になる方  
健保組合HP→お知らせ 2019年7月23日  
「2019年度被扶養者認定状況の確認（検認）について」を参照

### ■Pe p U pについて

パソコンやスマートフォンからアクセスすることができるWebサービスで、健康維持・増進を目的とした様々な健康コンテンツを提供しています。健康診断結果や医療費実績などを、何時でもどこでも確認することができ、また、日々の記録として体重や歩数のデータを入力することができますので、健康管理に役立てていただけます。令和元年度は『Pe p U p』にて5つのイベントを実施しており、年間全てのイベントに参加すると最大4,150ポイントが付与されるチャンスがあります。8月15日までは「健康クイズ」を開催しています。その後も10月1日～11月9日には「ウォーキングラリー」、12月16日～2月13日には「体重&食事記録チャレンジ」の開催を予定しています。それぞれのイベントで付与されたポイントはPe p U p内でWAONポイントや商品と交換することができます。未登録の方は今すぐ『Pe p U p』に登録してイベントに参加しましょう！

健保組合HP→健康サポート Pe p U pを参照

### ■ジェネリック医薬品について

医療用医薬品は、新しい効能があつて厳しい臨床試験を経た先発医薬品（新薬）と新薬の特許期間（20～25年）後に同じ有効成分と効き目で製造された後発医薬品（ジェネリック医薬品）に分かれます。

ジェネリック医薬品は主に先発医薬品の特許期間の終了後に、同様の用途・効能をもつものとして、ほかの製薬会社等が製造・販売する医薬品であるため、新

薬の研究開発、臨床試験、認可取得、マーケティングなどにかかる費用が発生しません。そのため先発医薬品より廉価となっています。

厚生労働省の調査によると、平成29年9月時点でのジェネリック医薬品の普及率は65.8%となっており、令和2年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%にする目標が掲げられています。ジェネリック医薬品を普及させることは、自己負担金額の軽減や医療保険財政の改善に資するものとなります。

ジェネリック医薬品を希望される方は、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

また、保険証やお薬手帳に貼って、ジェネリック医薬品を希望する意思を伝える「ジェネリック医薬品希望シール」がありますので、ご希望の方は健保組合までお問合せください。

### ■保健事業についてお願いとお知らせ

#### 【1】健康診断補助について

・健診補助対象者

被保険者及び35歳以上の被扶養者

・補助対象期間

40歳以上の方…4月～12月受診分

40歳未満の方…4月～翌1月受診分

・年齢起算日

令和2年3月31日時点での年齢

#### ◆健診受診についての注意事項・お願い

##### ①健保組合と契約外健診機関で健診を受診する場合

健保組合HPの「必須検査項目」(PDF)にて、受診を希望されている健診コースの項目がすべて受診可能か確認のうえ、ご受診ください。

健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きを参照

##### ②健保組合と契約外健診機関で受診時の請求について

☆提出書類

- ・定期健康診断補助支給申請書
  - ・定期健康診断補助支給申請者一覧
  - ・問診票（質問票）<sup>注1</sup>を含む健診結果表の写し
  - ・領収書の原本（ネットバンキングによる振込の際には、振込先・金額がわかる明細）
- を事業所様で取り纏めのうえ健保組合へご提出ください。

注 1. 40歳以上の方でXMLデータの提出が出来ない場合は、健保組合HPより特定健診質問票をダウンロードしご提出ください。

健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きを参照

※下記書類は該当の場合、併せて添付してください

- ・健診機関への支払いを事業所様にておこなった場合、請求書の写し
  - ・XMLデータ（できるだけ健診結果のXMLデータを頂けるよう健診機関にご依頼し添付してください。）
- 健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続き

**③健保組合と契約・契約外問わず、健診受診の際に未受診項目がある場合は補助金額の減額または補助が受けられないことがあります。**

健診の検査項目で未受診項目がある場合、妊娠等の理由で検査中止がやむを得ない場合を除き、補助金額の減額または補助対象外としております。原則として後日受診が可能であると判断できる場合には、受診後の結果を待ち補助対象とします。未受診項目がある場合の補助についての詳細は健保組合までお問い合わせください。また、健診機関によっては、後日受診をすることができない場合がありますので、ご注意ください。

## 【2】特定健診について

40歳以上の被保険者・被扶養者で、年齢起算日は令和2年3月31日です。（受診日に39歳であっても令

和2年3月31日までに40歳に到達する方は特定健診項目を含む健診を受診してください。）

**※40歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者の方で、「特定健診」のみ受診される場合は「特定健康診査受診券」が必要となりますので、「特定健康診査受診券発行申込書」をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ健保組合にご送付ください。**

健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→「特定健診」のみ受診の手続きを参照

## 【3】特定保健指導について

特定保健指導は、健保組合が共通に取り組む法定義務の保健事業です。生活習慣改善が必要であると判断され、特定保健指導の対象になられた方は、必ずお受けください。費用は全額健保が負担します。

初回面談の実施方法は下記の3種類から選択していただきます。

- ・勤務先又は自宅において面談
- ・健康セミナー参加
- ・スマホによるテレビ電話にて面談（遠隔型）

保健指導は健康経営の一環となりますので、事業所様には面談場所・時間等の配慮等ご協力をお願いいたします。また、一括で事業所にて対象の方の面談もしくはセミナー開催をしていただける場合は、健保組合までご連絡ください。

## 【4】インフルエンザ予防接種補助請求について

令和元年度のインフルエンザ予防接種補助は、令和元年10月から12月までに接種された方について実施されます。

申請期限：令和2年3月13日（金）

補助額：一人につき上限1,500円

**注意：**補助支給申請書等に記載漏れ・押印漏れがあると補助の支給が遅れます。速やかな支給のために記載事項、押印等漏れがない様にご注意ください。また、

領収書は申請用紙に貼付してください。

健保組合HP→健康サポート インフルエンザ予防接種補助の手続きを参照

## 【5】シニア世代の訪問健康相談について

63歳以上の方を対象とした「訪問健康相談」です。保健師・看護師の資格を持った専門職が訪問し、健康維持・疾病予防、将来の介護不安等に対する具体的なアドバイスやサポートを行います。当健保において、平成30年度は、63歳以上加入者様の76.9%の方が何らかの疾病を抱えておられます。疾病の悪化を防ぐ、また現在の健康状態を維持し、健康寿命延伸の為、是非ご活用ください。費用は全額健保負担です。ご案内文書は、事業所のご担当者様経由でお渡しします。受け取られた方は、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

## ■柔道整復師の施術について

接骨院や整骨院は保険医療機関（病院、診療所など）ではないため、健康保険が適用される範囲が限られます。健康保険が適用されるのは外傷性の負傷の場合に限られ、内科的原因によるものや慢性的な症状などは対象となりません。

### ◆健康保険が使える場合

- ・捻挫 ・打撲 ・挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱臼の応急手当

### ◆医師の同意がある場合に健康保険が使えるもの

- ・骨折 ・脱臼

### ◆健康保険が使えない場合（上記以外のもの）

- ・医師の同意のない骨折、脱臼の施術
- ・単なる（疲労性、慢性的な要因の）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中のもの

・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

#### ◆接骨院・整骨院にかかるときの注意

・負傷の原因を正しく伝えて、健康保険が使えるかどうか確認をしましょう。（外傷性の負傷でない、労働災害・通勤災害は健康保険対象外です。また交通事故の場合は、健保組合への必ずご連絡ください。）

・保険医療機関で治療中のものは健康保険が使いません。（同一の負傷について、同時期に保険医療機関の治療と柔道整復師の施術を重複・並行的に受けた場合、原則として柔道整復師による施術は健康保険の対象外となります。）

・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。（長期間施術を受けても痛みが続く場合は、けがではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、一度保険医療機関を受診しましょう。）

・施術の記録や領収書などを保管しましょう。健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、後日、負傷の原因や施術内容について照会させていただくことがあります。

#### ■はり・きゅう・マッサージの施術について

はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときには、医師の同意があった場合に限って、健保組合から払い戻しを受けられます。施術時にいったん全額を支払い、健保組合へ療養費支給申請し、審査で支給決定されれば一部負担金分を除いた金額が払い戻されます。

#### 【1】はり・きゅうについて

##### ◆健康保険が使える場合

・神経痛 ・リウマチ ・頸腕症候群 ・五十肩  
・腰痛症 ・頸椎捻挫後遺症

などの慢性的な痛みのある病気

##### ◆健康保険が使えない場合（上記以外のもの）

・医師の同意がない場合  
・保険医療機関で同じ対象疾患治療を受けている場合

#### 【2】マッサージについて

##### ◆健康保険が使える場合

・筋麻痺 ・関節拘縮

などの医療上マッサージを必要とする場合

##### ◆健康保険が使えない場合（上記以外のもの）

・医師の同意がない場合  
・疲労回復や慰安が目的の場合

#### 【3】申請に必要なもの

・療養費支給申請書（あんまマッサージ・はり・きゅう用）  
・同意が必要な疾病に係る診察をした保険医の同意書（原本）

・領収書（原本）

・施術内容が確認できる書類（施術内容明細書又は施術書作成の書類）

施術料などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので、ご注意ください。

施術が適正であったか審査をしますので、申請から支給までは数か月程度かかります。また、審査の結果、不支給となる場合があります。

健保組合HP→こんなときどうする「保険証を持参せず受診した」参照

#### ■第三者の行為による負傷について

交通事故（単独事故も含む）やけんかなど第三者の行為による負傷により、健康保険を使って治療を受ける場合には、「第三者の行為による傷病届」等の書類の提出が必要となります。受診前に取り急ぎ事故の状況等について健保組合へご連絡いただき、健康保険を使用する旨をお申し出ください。

##### ◆代位取得

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、加害者が負担するのが原則となります。健康保険を使って治療を受ける場合、加害者が支払うべき治療費を健保組合が立て替えて支払うこととなります。したがって、

被害者の損害賠償請求権を保険給付（療養の給付や傷病手当金など）の範囲内で代位取得し、健保組合が加害者（加入の保険会社等含む）に請求します。

##### ◆提出書類

・第三者の行為による傷病届  
・念書 ・誓約書 ・事故発生状況報告書  
・第三者の行為による傷病届（別紙）  
・事故証明書 等

状況に応じて提出書類が異なります。事故状況確認後、必要な提出書類を郵送いたします。なお、保険会社の担当者様が手続き等をされる場合には、保険会社の担当者様より、健保組合へご連絡いただくようお願いください。

また、交通事故が通勤・帰宅途中、業務中に発生した場合は、労働保険の対象になる可能性がありますので、その際には事業所様へ事故の状況をお伝えいただき、労災に該当するか確認をおこなってください。

##### ◆注意事項：示談について

示談される場合には、必ず事前に健保組合へご連絡ください。示談の内容によっては、ご本人へ医療費等を請求させていただく場合もありますのでご注意ください。

健保組合HP→こんなときどうする「交通事故にあった」参照

。

# 平成30年度 収入支出決算が確定しました

当健保組合の平成30年度決算が、去る7月8日に開催された第35回組合会において承認され決定いたしました。

平成30年度の当健保組合の収支は、一般勘定が375,767千円の黒字決算となり、介護勘定が18,464千円の黒字決算となりました。一般勘定は、保険料率99%（前年比1%減）、年間平均被保険者数11,103人（前年度比118名増）、平均標準報酬月額334,938円（前年度比111円減）、総標準賞与額8,260,040千円（前年度比7.8%増）となりました。

収入に関しては、料率を1%減としたにも関わらず総標準賞与額が増加したために、対予算比32,071千円増となりました。

支出では、保険給付費が前年比191,710千円増と大幅に増加し、被保険者一人当たりでは、15,014円増となりました。平成30年度は被保険者、6歳未満の被扶養者の入院が多く見受けられました。保険給付費に要した保険料率は48.02%（2.78%増）でした。高齢者医療制度への拠出金は、平成28年度概算拠出額が減額精算となり、前年度比252,217千円減となりました。高齢者医療制度への拠出に要した保険料率は39.01%でした。保健事業費は前年度比2,917千円増となりました。内訳は、特定健康診査事業費が前年度比2,142千円増、特定保健指導事業費2,084千円減、保健指導宣伝費105千円減、疾病予防費2,819千円増、体育奨励費145千円増でした。

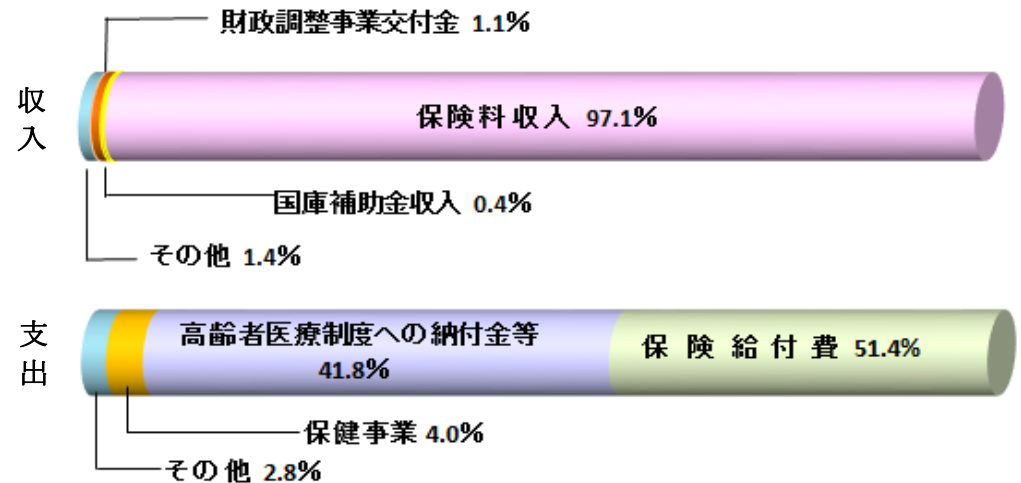
介護勘定は、保険料を0.4%引き下げ16.0%で運営しましたが国庫補助金の交付を受けたこともあり何とか黒字決算となりました。

## 一般勘定 保険料率99.0%

基礎数値	平成30年度決算(A)	平成29年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	11,103人	10,985人	118人
平均標準報酬月額(年間平均)	334,938円	335,049円	-111円
年間賞与額(一人平均)	756,345円	697,483円	58,862円

予算項目	平成30年度決算	被保険者1人当たり			
	総額	30年度(A)	29年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	健康保険収入	5,124,700千円	461,560円	462,685円	-1,125円
	法定準備金繰入	0千円	0円	0円	0円
	国庫補助金収入	19,422千円	1,749円	3,531円	-1,782円
	財政調整事業交付金	58,792千円	5,295円	2,926円	2,370円
	その他	73,833千円	6,650円	6,929円	-280円
合計	5,276,747千円	475,254円	476,071円	-817円	
支出	保険給付費	2,520,556千円	227,016円	212,002円	15,013円
	納付金	2,047,460千円	184,406円	209,347円	-24,941円
	保健事業費	198,225千円	17,853円	17,780円	74円
	その他	134,739千円	12,135円	11,993円	143円
	合計	4,900,980千円	441,410円	451,121円	-9,711円
収支差引額	375,767千円	33,844円	24,949円	8,894円	

## 《平成30年度決算の主な収入・支出項目の割合》



## 介護勘定 保険料率16.0%

基礎数値	平成30年度決算(A)	平成29年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	4,945人	4,740人	205人
平均標準報酬月額(年間平均)	401,328円	402,561円	-1,233円
年間賞与額(一人平均)	898,874円	851,215円	47,659円

予算項目	平成30年度決算	被保険者1人当たり			
	総額	30年度(A)	29年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	介護保険収入	450,608千円	91,124円	92,940円	-1,816円
	繰入金	0千円	0円	0円	0円
	国庫補助金収入	6,126千円	1,239円	1,107円	132円
	雑収入	5千円	1円	1円	0円
	収入合計	456,739千円	92,364円	94,048円	-1,684円
支出	介護納付金	438,275千円	88,630円	93,688円	-5,058円
	介護保険料還付金	0千円	0円	3円	-3円
支出合計	438,275千円	88,630円	93,691円	-5,061円	
収支差引額	18,464千円	3,734円	357円	3,376円	

法定準備金保有率	一般勘定	316.55%	介護勘定	169.98%
----------	------	---------	------	---------